平成２７年（フ）第３０５号
埼玉県川口市差間２丁目９番７号　山崎ハイツ203号
債務者　近藤　利男
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
埼玉県戸田市大字新曽178番地　ルミエール戸田201号室、旧住所埼玉県戸田市大字新曽1191番地の８　むつみ荘407号室
債務者　仲宗根悦子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
さいたま市岩槻区大字岩槻4346番地　509号室
債務者　降旗有美子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
埼玉県蕨市中央２丁目15番32号　ロジマン蕨１－307号
債務者　鏑木茂登美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
埼玉県越谷市千間台西５丁目１番地１　プラネせんげん台106号
債務者　平　　和子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目５番12号　コスモ上福岡プレステージ505号
債務者　倉内　規好
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４７号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目５番608号
債務者　滝沢　良介
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０号
千葉県大網白里市南横川3086番地15
債務者　西岡　茂美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
千葉県大網白里市みずほ台１丁目16番地32
債務者　峰島　直美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
静岡県裾野市茶畑1608番地の２
債務者　畑澤　ヨネ
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
静岡県伊東市玖須美元和田716番地の825　コンフォートヒルズ103号、前住所静岡県伊東市川奈1362番地の８
債務者　金指　亮平
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３９号
高知市介良乙2661番地７、申立時の住所高知市洞ケ島町２番13号
債務者　山地　時雄
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５号
北海道夕張郡栗山町中央１丁目125番地　中央団地８－３号
債務者　川下　　武
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６７号
北海道河西郡芽室町東７条８丁目１番地３弥生団地22
債務者　守川美由紀（旧姓弘島）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
千葉市緑区おゆみ野６丁目31番地１　メゾンブランシュ壱番館105号、申立時の住所千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地１　おゆみ野ハイムＣ－205号
債務者　白石　信一
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
千葉市緑区おゆみ野６丁目31番地１　メゾンブランシュ壱番館105号、申立時の住所千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地１　おゆみ野ハイムＣ－205号
債務者　白石　博美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係